2020 年 3 月 27 日　更新

新型コロナウィルス感染症への対応、2020 年 4 月末までの本社機能を原則テレワークの延長を策定

「感染症予防行動の遵守・テレワーク（在宅勤務）の推奨」を導入

期間：2020 年 3 月 3 日（火）～4 月 30 日（木）

株式会社リアルゲート(本社：東京都港区、代表取締役社長：平沼健)は、新型コロナウイルスの感染拡大のスピードを抑制をするために、「新型コロナウイルス感染症への対応」について以下のことを更新し実施します。

□　本制度導入の背景

当社では、2019 年 12 月に中国武漢に端を発した新型コロナウイルス感染症は、国内では指定感染症に指定され、ＷＨＯは緊急事態宣言を出して対策が取られていますが、現時点ではまだ感染が拡大する傾向にあります。そこでこの度、本感染症の拡大に備えて、社員一人ひとりが適切な対応をとれるように、「新型コロナウイルス感染症への対応ガイドライン」を策定しました。

□　新型コロナウイルス感染症への対応ガイドラインの詳細

１-１．　感染症予防行動の遵守

１）通勤時および風邪症状がある際は、マスクを着用する。

２）出勤時ならびに帰宅時や外出先から戻った際は、手洗い・うがい・手指消毒を習慣化する。

１-２．原則在宅勤務の推奨

１）新型コロナウイルス感染の対策としてテレワーク（在宅勤務）を適用し、４月末の間、本社に出勤する社員を原則在宅勤務とする。

２）社内・社外との打ち合わせが必要な場合は、電話・Web 会議システムの利用を推奨とする。

本制度の対象者は、本社に出勤する社員とする。

（但し、派遣などで勤務する社員は現場内の制度の状況に応じて適用し、業務上適さない社員は適用外とする。）

２-1.　新型コロナウイルスに感染した疑いがある場合

37.5℃以上の発熱が４日以上続くか、強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合は、「帰国者・接触者相談センター」（※1）に連絡した上で指定医療機関（※2）を受診する。新型コロナウイルスに感染していることが確認された場合は、速やかに医師の診断に基づいた措置をとり、治療・回復に努めるとともに、医師より出社許可が出るまでは自宅待機とする。また、管理部への連絡及び、直属の上司に速やかに報告を行う。

２-２．新型コロナウイルスに罹患した人と濃厚接触をした場合

症状の有無に関わらず、2 週間は自宅待機とし、業務が可能であれば在宅勤務を行う。
また同居家族が罹患した場合は、出社禁止として 2 週間自宅待機とする。その間勤務ができる状態であれば上長と相談の上、在宅勤務を行う。

３．その他

１）海外から帰国した社員は原則 2 週間出社禁止とする。（上司と相談の上、勤務が可能な場合は在宅勤務を行う）
２）明らかに海外から日本へ渡航されたお客様と会う場合は、入国後 2 週間経過しているか確認の上、会うこと。
３）日本から中国への出張は以下の通りとする。
①中国湖北省全域（武漢市含む）の出張禁止とする。
②中国湖北省全域以外への不要不急出張は延期、もしくは中止とする。
（但し、業務上、必要不可欠なものについては、直属の上司と相談する。）
４）本連絡は解除連絡があるまで有効とする。
５）多くの人が集まる場所（クラスター化するような場所）に参加することを極力控える、参加する場合はマスクの着用や頻繁な手洗いうがいを行う。

参考情報
※1）全国保健所一覧
https://www.niid.go.jp/niid/ja/from-idsc/2153-hcl/2401-phc-index.html
※2）感染症指定医療機関の指定状況（第 2 種）
https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou15/02-02-01.html
感染症指定医療機関の指定状況(第 1 種以上)
https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou15/02-02.html

«本件に関するお問い合わせ先»
株式会社リアルゲート 管理部　E-Mail：kanri_info@realgate.co.jp